

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年10月23日(火)
10時01分開会 11時51分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：原 紀夫
副委員長：桜井崇裕
委 員：北村光明(遅刻10:21~)、佐藤幸一、安田 薫
(欠席：高橋政悦)
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 なし
- 6 議 件
(1) 議員の研修計画について
(2) 模擬議会の開催について
(3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（原紀夫）：議会活性化特別委員会を開会する。一昨年6月に特別委員会を設置して今年の11月を目処に最終的にまとめる方向で進んでいるので、残すところいくらもない。今日は模擬議会の開催、議会モニターの制度の導入、議員の研修計画に関する事等について協議をいただき、11月の取りまとめに向けてご努力をお願いしたい。今月の18日に、足寄町議会の議会のあり方調査特別委員会の皆さんが来町し、本町の議会活性化特別委員会の実情について報告し足寄町議会からもいろいろとご意見を頂戴し交流を深めた。新聞報道等々で清水町議会の行動等についてつぶさにいろいろと見ておられるようで、同じような悩みを足寄町議会も抱えているという感じを受けた。そのようなかたちで進んでいることを申し述べて内容に入る。配付したレジュメでは、模擬議会の開催、議会モニター制度の導入、議員の研修計画の順となっているが、3項目目の議員の研修計画について先に進める。

(1) 議員の研修計画について

委員長：議員の研修計画については、本年11月を目途に案を作成することになっており、議会活性化特別委員会の第2回中間報告を議会で報告している。本来議員の資質向上は本人が努力することが一番大きいわけであるが、そのためには研修もまさに不可欠なものだということで研修の機会を増加させることを皆さんとともに決めた。今のところ十勝管内で議員研修要綱を定めているのは芽室町だけということである。芽室町や他の議会の要綱を参考にして要綱案をつくったのでその内容について協議を行っていききたい。要綱案を一読するために休憩する。

【休憩 10:05】

【再開 10:10】

委員長：再開する。事務局から要綱案について説明をお願いします。

佐藤局長：先ほど委員長からも話があったが、管内では芽室町が要綱を制定している。そのほかインターネット上で調べた何町村かの要綱案を見ながら案を作成した。中身的にはそんなに違いがない状況なので参考にしながらつくった。第1条から説明する。第1条の目的に関しては、「議会議員の研修に関して必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定している。これはどこも大体同じ。第2条の議員の責務、「法律及び条例等に規定している議員の責務を遂行するため研修に励むとともに、不断の自己研さんに努めなければならない」という内容。第3条で研修の種類等を規定しており、「財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修の内容については別表のとおりとする」ということで、裏面に別表を記載している。第4条第1項で「別表に規定する研修は毎年度当初に議長が議会運営委員会に諮って作成する実施計画に基づき実施するものとする」、第2項で「実施計画は、町村議会議長会等の研修計画を参考に作成する」という内容。第5条は講師等ということで、「清水町議会が主催する研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度依頼する」という内容で、もし清水町独自の研修を主催するのであれば講師は議長がその都度依頼するという規定を入れている。第6条の研修報告は、十勝管外の研修に参加した議員はその成果を研修報告書により報告しなければならないという内容。2項で議会は前項の研修報告書を公表することができるという規定になっている。この報告の部分はどうしようか考えたが、7月に行った議会活性化等の町民アンケートの意見・要望欄の中に、「議員は様々な先進地などを視察しているようだが、費用対効果と情報開示の面からも報告のレポートをホームページ等に載せてほしい」という意見が書かれていた。ホームページに掲載するかどうかは別として、職員も出張した際に復命書は必ず書いているので、やはり管外の研修ぐらいは報告書があったほうがいいのかと思いいこの規定を入れている。大体どこの町も要綱に入っている。ただほかの町は、要綱上でどこまでの研修という規定はないが、清水町としては十勝管内の研修はいいかということで、管外の研修ぐらいは必要かということでこういう規定にしている。第7条で「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める」ということで1条設けている。裏面の別表。基本的に今行っている研修はこの中に全て入っている。

プラスされた部分を説明すると、議員一般研修の中で、議長・副議長と全議員で対象者を分けているが、議長・副議長の部分では全国議長会が行っている議長・副議長研修会にも参加してはどうか。全議員のところでは、今道議長会と十勝議長会の研修会に参加しているが、例えば清水町議会独自で講師を招いて議員研修を行う場合にはこの全議員の研修の中でやってはどうかということ、研修の名称等では北海道町村議長会、十勝町村議長会等ということにしている。この部分で町独自の研修も可能かと考えている。研修所研修が新たに増えている部分。市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所ということで、道外の研修所で議員の研修が年間何本かあるので、こういった研修にも参加してはどうか。広報研修については道議長会の研修会に参加しているが、全国議長会の研修もあるのでその他の研修ということで一応加えている。新たに増えた部分は道外の研修なので、基本全員参加ということではなくて、ある程度年間予算の中で何人か分の予算を取った中で希望を聞いて調整していくしかないかと考えている。下の部分は別記様式ということで、先ほど第6条で説明した報告書の様式。様式についても簡単なもので、成果を書く報告書になっている。

委員長：十勝管内では芽室町以外はあまり進んでいない中で、私どもの町が今後どういう取り組み方をするかということで新たに設ける項目等も含めて事務局に汗をかいてもらってつくったのがこの案。今事務局から説明があったが、清水町独自の研修も新たに設けるべきなのかも含めて考えを聞かせていただきたい。

安田委員：この別表を見ているとほとんど今までどおりだが、新たなところでも費用の面はあるがやはりこれらは参加するべきだと思う。清水独自という考えはないが、このぐらいのことはやっているのではないかと。

委員長：全国の広報研修会、清水町は参加したことがないが、これはどう思うか。

安田委員：参加して効果があるのか、参加しなくてもいろいろな資料を見ただけで分かるのかということもある。必要な場合は広報広聴常任委員会委員長・副委員長あたりが代表して行くのはいいのではないかと思う。

佐藤委員：道議長会の広報研修会に行かせてもらった中では、全国までは必要ない気がする。要綱は素晴らしいものだと思うが、第3条で「研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修の内容は別表のとおりとする」とあるが、これは自費で行くということか。

委員長：これは公費のこと。基本的な考えとして経費の節減を図ることが頭にあって、研修を進めるということ。自費で積極的に道外へ出かけている方もいるので、私としては見習って行ってほしいとは思いますが。

桜井議員：本町は政務活動費がない中で研修をどうするかということ。限られた中で全国的なものにも参加できるのであれば予算付けをして一人でも多くの方に行ってもらえればいいかと思う。ただ、過去のように大人数の中の会派的なものなくなって、現在個人でやっている中でグループだとかそういったものはなかなか難しい部分もあるかと思う。

委員長：北村委員は若干遅れての参加だが、ある程度短時間で処理できる部分として議員研修の件を先に議題として進めている。今は研修要綱案について委員の皆さんの考え方を聞いている。その裏にも別表として3条関係で研修の種類、対象、内容等々を含めたものがあって、一番後段に6条関係で研修に出向いた後に報告をしてもらうことについての様式が別記で書かれている。今回の道議長会の議員研修会の中では、広尾町議会の皆さんが筆記をしていたのは復命をするためということがあった。うちの議会もこれから同じようにそれぞれ復命することになるのかどうか。こういうことも皆さんの議論に付しているところ。

北村委員：自主的に行ったものも報告書を出すということか。

委員長：管内の研修は出さないが、それ以外については復命書が必要となっている。自費で行ったときの研修の報告は対象外。

北村委員：議会派遣や議員会で行く研修の復命書はむしろ出したほうが良いと思う。

委員長：復命書は出したほうが良いという考え。

北村委員：付け加えると、議員が議会で何をやっているのかを町民に知ってもらうためにも、研修を受けてどういうことを学んできたかは明らかにしたほうが良いと思う。

委員長：報告会のアンケートの中にも、「あちらこちら研修に行っているようだけれども何をやっているのか」ということもあった。十勝管内の研修については従前通りで管外の研修は復命書を出すということになっている。

桜井委員：今北村委員の意見の中で、議員会となると公務ではないということで、この辺の確認もしたほう

がよい。

委員長：議員会とは違うということ。管外の研修については今後復命書を出すことについて異論はあるか。
(なしという声あり)

委員長：そういう方向で決める。

加来議長：復命書ではなく報告書。

委員長：第5条について、清水町議会が主催の研修は行ったことはないが、今後新たに設けるとすればお金の
のかからない優秀な講師を呼んでできればよいがなかなかそうもいかない部分がある。隣町のよ
うに東京から呼んだりすると相当お金がかかると思う。そこまではなかなかいかないのではない
かと私は思っているが、清水町議会の独自で行う研修について今後どういう方向で進めるかとな
るとどうか。

桜井委員：議会が計画して議員が研修をするという部分と、町民にも広く聞いてもらう部分があるかと思
う。今回議会活性化で報酬だとかいろいろなことを検討したが、できるのであれば町民と一緒に
なってそういう研修を受けるというのもある程度必要なかという考え方を持っている。今後議
会運営の中で議員として町民に呼びかける中で、いろいろな課題がある中で研修ができるのであ
ればそういう機会も必要かと思っている。

委員長：今言われたことについてはこの要綱案の中では含まれていない部分だが、今後新たに町民と一体と
なったかたちで研修を進めるといような項目を設ける努力をするということではないのか。

桜井委員：そういうことではない。もう一度説明をすると、第5条の条項はあったほうが良いと思う。ただ、
その内容については議員の中で話をして議長が決定するが、そういった部分は残しておくべきだ
と思う。実際に過去には行われていないにしてもこの条項は残しておいていいと思う。町民を巻
き込んだ中でということでのこの条項を修正するというではない。このままにしておいてそう
いう考えも含めて努力をするということ。そのことについてはどうか。

安田委員：このままでよい。道議長会の研修会では全国規模のテレビに出るような人でちょっと話が身近で
はない。お金もかからないでできることとして、道の職員など全道規模の中の話をする人を講
師に呼んで勉強会をすればいいかと思う。

委員長：北海道町村議会議長会の事務局長があちらこちらに出向いていろいろとやっている。そのような類
のものを言われているのか。

安田委員：はい。あと、専門的な分野として農業や観光などいろいろな部署で道内で活躍している人はいる
と思うのでその辺を。

委員長：それを例えば今桜井委員が言われたように、議会議員も出て行く、町民も出て行くというかたちで
まとめればよいという考えか。

桜井委員：はい。

委員長：事務局にお尋ねするが、道議長会の事務局長を呼ぶと費用はこちらの負担になるのか。

佐藤局長：当然旅費はこちらの負担になると思う。謝礼はどうか分からない。

加来議長：十勝議長会でも検討したことがあるが、謝礼は仕事で来るので受け取らないが、最低旅費はかか
る。ほかの民間の人を呼ぶときには謝礼と旅費がかかる。

委員長：経費の節減という面からいくと、全道あちらこちらの議会の実情も知っているので道議長会の事務
局長がいいのではないか。うちの議会としても研修を進める中では一番先にそういう面から走る
のかという気もする。そういうことを進めるということはいいか。

北村委員：町議会が主催する研修の講師について、費用のことがあるから言われているのかもしれないが、
例えば道議長会事務局に限るといのはどうか。

委員長：範囲を狭めているわけではない。道議長会の事務局長は旅費だけを負担すれば来てもらえる。ほか
の民間の方はなかなかそうはいかない面があって、最初にそういうほうから進めると効率的では
ないかという話をしただけ。

北村委員：そこから始めていくということなら積極的に関わってもいいのではないか。芽室町議会でやって
いるような町民や議会モニターを交えてのワークショップも含めたような講演は、将来的には清
水町としてやってもいいのではないかと思うし、それ以外のもっと広範なまちづくりということ
でいけば、執行側がやるようなものと相談して話しかけはできるのではないか。

委員長：要綱案について認めるか認めないか、増やしたほうがいいのか等を含めてどうか。

桜井委員：別表の中の「その他の研修」について、グループとか個人が特別に研修を希望したときにそれを
公務として認める部分がはっきりしないので、はっきりさせたほうが良いと思う。

委員長：これは特別遠くへ出かけるということであれば経費もかかるが、そこまでは考えていないのではな

いかと思うが事務局どうか。

佐藤局長：たぶんこの部分はほかの町の要綱を見ると公務ではないと思う。その他のグループ・個人の研修については、個人的な部分として掲載していると思う。

委員長：私もそういう感覚でずっと見ていた。事務局を含めてそういう説明をいただいているので、理解してほしい。

安田委員：この項目はなかったら問題なのか。もしほかのものを全て公務にするのであればここはなくてもいいのでは。

委員長：うちの議会で例えば会派があって、その会派だけで勉強会をするということも今の段階ではできないし、そういうことであれば費用も個人負担になるので。

加来議長：こういうのは政務活動費がある議会の対応のために入れてあると思う。清水町は政務調査費がないので、個人やグループで公的な資金を運用して扱って事業をするということは、清水町の中ではないと思う。

委員長：安田委員が言われたように外すか。今はインターネット社会なのであらゆるものを根掘り葉掘り、座っていても情報は相当取り入れることができる。生の情報を聞くことはできないけれども。そういう面から見るとあまり複雑にしないほうがいいのかもしれない。

佐藤委員：対象者については希望議員となっているから構わないのではないか。だから外す必要はない。

委員長：政務活動費も今の段階では当分日の目を見ることは無い。そうするとそれがない限りこの条項は生きない。残しておいて日の目を見ないものであれば外したほうがわかりやすいという面から見ると、外したほうがいいのではないかということにもなる気がする。

佐藤局長：今一つ気がついたが、うちの議会としては「海外行政調査要綱」をまだ残している。まだ廃止していない。

委員長：道内も行かないのに海外というわけにもいかない。

佐藤局長：もしこれから行くとなると、その他かどこかにはめておかなければならないかもしれない。過去にも行っているが公費である。

委員長：もう出てこないだろう。人口が減っていかにも町民を増やすかの目くじらを立てている今の段階で、道外はいざしらず国際的な活動まで目指して頑張るといことにはどうもいかない気がする。

加来議長：海外研修については、委員会の行政視察に入れていいのではないか。議会全体で行くことはないので、その中に含めると捉えては。

委員長：残すか残さないかの議論をしているが、どうするか。

桜井委員：議員の一般研修と研修所研修というものがあって、希望議員も参加できるかたちをとっているので、あえてそこまでいらないと思う。

佐藤委員：外してよい。

北村委員：あえて外す必要はない。

加来議長：海外研修と絡めてもし残したほうがいいというのであれば希望議員ではなくて全議員対象にしてはどうか。何にでも対応できるように。グループまたは個人が特別に実施する研修の内容の中に海外研修も入っていると。

委員長：対象者を全議員にして残すということであればすんなりいくと思うが、どうか。

(よいという声あり)

委員長：そういうことにして残すことにする。他にはないか。

加来議長：確認してほしいが、第4条で「別表に規定する研修は毎年度当初に議長が議会運営委員会に諮って作成する実施計画に基づき実施する」とあるが、例えば別表の研修の中で、議長が最初になった年だけ全国大会にも行ってもらうとか、研修所研修は希望議員となっているが誰かが個人的に希望した場合それを公費で出すのかとか、広報研修については任期の1期目だけに全国も行ってもらうとか、そうすると当初予算をできるだけ組んで計上して対応したほうがいい。そうすると3月の予算に計上しなくてはならないので、その前に次年度の計画をつくるようにしないと、補正予算になってすぐ実行できない格好になっていくと思う。計画の作り方としてどうしていくか協議していただければと思う。

委員長：全国議長会の議長・副議長研修会に議長が行っているのかと思っては行っていないのか。

加来議長：町村議会議長全国大会だけ。

委員長：この研修会に十勝管内の町村で参加している町は結構あるのか。

加来議長：少ない。議長・副議長研修は一部の町村。

委員長：議長が心配されているように、もし行くとなると補正予算ではなく当初予算を組む段階でしっかり

決めて予算要求をしないとすんなりいかない面も出てくる。ここはこのままにしてよいか。今のところ全国の研修には極々わずかな町しか参加していないということなので。

加来議長：参加するかしないかというより、こういうことを実行する時には予算を組まなくてはいけなくなる。12月の予算要求に議会事務局として対応しなくてはいけなくなるので、例えば、誰かを呼んで研修することを含めて9月ぐらいに来年度の計画を立てないと予算要求ができない。第4条の規定でいくと、毎年度当初に作成するとなっているので4月以降になる。それなら当初予算にないのですぐに実行しづらいので前年度のうちに来年度はこうしたいという計画を立てて予算要求を町にしたほうがいいのか。そのほうが事務局としても対応しやすいし我々も実行しやすいのではないか。

委員長：ただ今まではなく、従前通りいくだらうということだとぶん予算要求はしないだらうということでは発言しているが。

桜井委員：今まで同様に所管事務調査も含めてそれなりの予算はあるかと思うが、新たに議会活性化の中でこういった部分もというものがあるのであれば計画したほうが良いと思う。なければそこまで必要ない。今後そういうものがあるかどうか。

委員長：議会活性化特別委員会の中でも、例えばそういう全国的な研修会にも行くべきだという意見が出ていないのでこういう対応のままでおいたらどうだという話をしているがどうか。

佐藤局長：先ほども別表のところで説明したが、新たに増えているのは道外の研修。もしこの要綱が通れば道外の研修もある程度予算要求しなければならないのかと思っている。人数は2〜3名ぐらいの少数になると思うが、例えば全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所などの研修に参加する想定の中で予算要求しようかと事務局としては考えていた。研修計画が出てくるのが遅いので、出てきた時点で議員に周知して希望を募るとか、もし希望が多ければ調整等も出てくるかと思う。現段階ではそういった方法しかないのかと思う。道外研修は2人から3人ということで毎年度予算要求していくというようなことで考えていた。

委員長：数か月後に新たな陣容がどうなるか。定数に満たないかもしれない、5、6人オーバーになるかもしれない、全く分からない段階で、道外まで足を運んで研修を行って努力をするかたちになるのか危惧している。前段で予算要求をしてしっかり研修して登り坂でいくなれば理想。事務局が言われた、何名かの予算を要求しようと思っていることについて予算要求をしてもらおう方向付けにするのかどうか。

北村委員：議員の一般研修のところで毎年行っている北海道町村議会議長会は全議員が対象になっているが率直に申し上げて毎年全議員が行くだけの内容なのかと感じている部分があり、それだけの経費を使うのであれば少数であってもほかに行ったほうが良いものもあるのではないかと。ある程度流動性というか、フレキシブルに対応できるような予算の組み方を前年度なりに考えることができないのか。

委員長：私もその年によって、有名人が来て講演をするのをよく聞いたりしているが、どの町も全議員が行くことになっている。もう何十年も固まってそのまま進んでいる流れに乗っかっているのが現状だろうと思う。北村議員の言われることについても、私もこんな研修なら来なければよかったということも結構あったが、どうか。

加来議長：全道の議長会の研修については今北村委員から言われたような意見も過去にある。十勝としてそれを道の議長会の役員会に意見を上げたこともある。ただ今の道議長会の中の多数意見としては年に1回は全体的にこういうことも必要だということで、継続している状況。ほかの町村ではその議長会の研修と合わせて議員会の研修や所管事務調査をやったりとか、札幌に来る機会に続けて別な視察を続けてやるという取り組みもしているところが多い。議長会でやる以上は公的に我々も議員派遣をして予算を組んでやっているのでそのように対応してきているということ。

北村委員：今議長のお話の中にあつたように、工夫が必要なのかと。そういう工夫をされている町村議会もあるということなのでそれも含めて考えてもいいかと。政治漫談か歴史漫談か分からないような話を本当に聞かなければならないのかと私は特に思った。それよりももう少し中身のある議員研修であってほしい。呼ぶ講師の問題もあるかもしれないが。

桜井委員：数名ぐらい全国レベルの予算付けもできるのかという話だったので、任期4年の中で同じところへ行くのではなくて、ある程度議員何人かずつ4年のうちに参加できるものもあっていいのではないかと。予算付けができるのであれば、そういう気はする。

委員長：予算計上するかしないか。これを決めないと先に進まない。どうするか。計上したからといって諸般の事情により実行できなかったということもあるので。どうしたらよいか。

北村委員：基本的には計上したほうが良いと思う。中身について願わくはある程度流動性がある組み方ができるならいいけれども、がちがちだったらなかなか。組んだ以上は行ったほうが良いという話になるとどうなのかと思う。

委員長：そのとおり。議員の構成も全く分からない。新人議員ばかりになるかもしれない。新人議員ばかりの人に行きなさいと言っても、自らの進む道が決まらないうちにそんなことをやっても進歩しない。たぶんここにおられる方はまだ頑張る意思があるのだろうけれども、予算計上するという方向で決めてよいか。

佐藤議員：議員の勉強、研修は必要かと思うし、行ける方がいれば予算計上したほうが良いと思う。

委員長：計上することにするがよいか。

安田議員：我々議会活性化特別委員会はこの研修要綱をつくることを眼目に置いたら、来年度当初議長が議会運営委員会に諮り実行計画を作るので、1年遅れるけれども今の段階では予算要求しないということにしては、まずはこの要綱をつかって来年度以降にしたらいと思う。

委員長：この要綱を生かして再来年からということか。そのことを引き継ぐということか。研修についてはこういうかたちだと新しい議員に申し入れるということか。

安田委員：はい。

北村委員：来年改選なので初めて議員となられた方を対象にした4年の間でいいと思うが、計画的に議員として最低限必要な研修を受けていただくことと議会として決めてもいいのではないかと。研修所研修にある全国市町村職員中央研修所と全国市町村国際文化研修所ではそういった議員を対象にした研修のプログラムもあるようなので、そういうものを利用することも必要かと思う。

委員長：どうかたちになるかは分からないが、今北村委員が言われたように研修所研修の関係で市町村職員中央研修所、全国国際文化研修所等も議員研修としてあるので、ここで新人議員を何名かずつ出して勉強してもらうということについての話だが、そういうことを含めて出してよいか。

安田委員：事務局に聞きたいが、これについても来年2、3名の新人議員をここに派遣するということがなったら、今の段階で予算をつかっておけばもう来年度当初からできるということなのか。

佐藤局長：予算要求については、この研修要綱が決まった段階でそういった道外の研修も対象にしていくということであれば議長を通じて執行側とも協議しなければならないと思う。この要綱を施行していくのであればやはり予算要求すべきではないかと思う。新たに増えるのは道外の研修なので。

安田委員：できなかつたらできないでいいのか。

佐藤局長：議員の都合もあると思う。要綱をつくった以上はその分の予算ゼロということにはならないと思っている。

委員長：新人議員が誰が出るか全く分からない。その議員が我々も覗いたことがない道外研修に行っても努力してもらうことが条件になるので、正直申し上げてやる気のない人に行ってもらうのは全く無駄。そのことを私は強く主張したい。反対ではない。行って勉強してもらって議員を育てていくのは当たり前のこと。こういう立派な要綱をつくっているのだから、認められれば予算も組んで議員をしっかりと育てていくことは町民にも恩恵があるわけだから当然のことだと私は考えている。したがってこのことについては予算要求をする。事務局が言ったように、こういうものをつくったからには予算要求をするのが前提だということも含めて、予算要求してよいか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。

加来議長：予算要求していくのであれば実施計画の作成は第4条では年度当初となっているが、それを例えば12月までに次年度の計画を立てるとかそういう要綱に変えたほうが、計画を立てた上でのほうが予算要求もしやすいのではないかと。

佐藤局長：12月にはなかなか計画はできないと思う。計画というのは日にちとかも全部入っていると思う。今考えているのは道外研修大枠の中で2人分なり3人分をみていくという感じ。

委員長：休憩する。

【休憩 11:11】

【再開 11:26】

委員長：再開する。4条の「当初に」を一部削除して、年度当初だけではなくいつでも計画を組めるようにして議会運営委員会に諮ってもらうというかたちにして予算を計上する方向でまとめたと思うがいかがか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。そのほかの項目について、この研修要綱について問題があれば直したいと思う。一つ決めたのは管外の研修については帰って来てから報告をするということは大きな成果として決めた。新たに研修として出向くかたちで予算付けをしてもらうことも決めた。先ほど北村委員から提起されていた新人議員の研修に絡めて、今言われている研修全般を通して対象者について希望議員だとか全議員だとかという項目について、新人議員という項目のない中で進めると、新人議員にならないでほかの議員になってしまう可能性もあるのだけれども、これはよいか。北村委員の考えについては一期4年間の中で議員の心構えも含めてしっかりと研修をしてもらうということの提起。これについての意見を頂戴したい。道外に行くということになったら、今の中では希望議員になる。北村委員は、新人議員に希望してもらおうということか。

北村委員：はい。

委員長：ほかの議員がたくさん希望を出した時はどうするか。

佐藤局長：その場合計画は議会運営委員会に諮ることになっているので、希望が多ければ当然議会運営委員会の中で調整するしかない。

委員長：その結果、新人議員ではない人が決まることもあり得るということか。

佐藤局長：そういうことになる。希望が重複すれば議会運営委員会の中で誰が行くかを決めてもらうということ。

委員長：北村委員に問いかけたのはそこを言っている。希望すると言っても新人議員にならない可能性があるということと言っている。

北村委員：この研修所はどちらも議会事務局を通してしか申し込めない。1期目の新人議員という位置付けのそういった講座に関しては、古い議員は対象外になる。優先的に新人になる。

委員長：それは議会運営委員会で諮ってもらうしかない。

北村委員：2期目の人が絶対に駄目かというところではない。

委員長：そのように諮る。それでよいか。

(よいという声あり)

委員長：全体を含めて今研修関係についてお話をしているが、一連のことについてそのように決めることでよいか。

(よいという声あり)

委員長：そのようにする。休憩する。

【休憩 11:32】

【再開 11:32】

(2) 模擬議会の開催について

委員長：模擬議会の開催、議会モニター制度の導入については、次回に内容を協議したいが、模擬議会など小・中・高校生と議会が関わる調査結果(4種類)の資料を配付しているので、その資料を事務局から説明してもらってから委員会を終了したい。

宇都宮係長：模擬議会についての資料は4つ用意しているが、どのような資料かをまず説明する。議会活性化特別委員会で模擬議会をやるという方向になったので、管内18町村議会を対象に調査を実施した。せっかくの調査なので模擬議会に限らず小中高校生と議会が関わる事業について幅広く調査し、更には主催が議会ではない場合も含めて調査した。今回の調査項目は25項目ぐらいと多岐に渡り18町村議会のすべての調査をしたので、資料の量が多くなってしまった。調査内容は「小中高校生と議会が関わる事業」ということで、模擬議会に関わらず議会が主催事業でない場合も対象に調査した。模擬議会など小中高校生と議会が関わる事業について実施している町村が9件、実施したことがある町村が5件ということで、両方合わせると18町村のうち14町村が実施しているなり実施したことがあるという結果になっている。模擬議会だけに限定すると実施しているが6町村、実施したことがあるが4町村で、合計10町村となっている。管内18町村を調べた中では、1町村で複数の事業をやっているケースがあり、事業ベースで見ると実施しているのが11件、実施したことがあるが6件ということで、事業の合計は17件となっている。模擬議会だけに限定すると、実施したことがあるも含めて12事業が模擬議会となっている。事業の主催者については、議会単独主催が7件、議会・町長部局・教育委員会共催が3件、議会、教育委員会共催が1件、議会・選挙管

理委員会共催が1件、町長部局単独が3件、教育委員会単独が1件、中学校単独が1件という調査結果となっている。主催・共催を含めて議会が絡んでいる事業は全部で12件、執行側が9件となっている。開催時期について、実施した年月についてはA3版の資料に詳細が書いてあるので参照をお願いする。実施事業のうち定期開催しているかどうかも調査して、定期開催している事業は4件あり、新得、芽室、大樹、池田で、残りが随時開催。随時開催であってもここ数年定期的に開催しているのが中札内、陸別、浦幌の3件。ここ数年でいうと7件ぐらいが定期的にそういう事業を開催している。事業実施のきっかけは、当初の事業提案者について議会のみから提案があったのは7件、議会と学校と一緒に提案があったのが2件、執行側のみが3件、学校のみが4件という結果となっている。具体的なきっかけは、議会側においては、議会改革の一環として住民の意見聴取や住民参加の推進などの必要性から高校生と意見交換をするパターンや、公職選挙法の改正で選挙年齢が18歳に引き下げられたことを契機として実施したものが挙げられている。執行側からのきっかけとしては、総合計画を策定する際に子どもの意見を聞きたいなどの例が挙げられていた。学校側においては、授業で実際に現場で体験することによって学習の理解が深まるだとか、学習指導要領の改正で主権者教育の必要性ということが挙げられている。事業の主目的についても調査したが、議会側の主目的としては、どの自治体も「議会活動に関心を持ってもらう」「議会の仕組みや役割を知ってもらう」が多く挙げられた。続いて「議会に対して親しみをもち身近に感じてもらうことで、傍聴に来てもらう」「自分の町に理解・関心を持ってもらう」「まちづくりに関心を持ってもらう」というのが多くて、その他として「将来議員になろうとする人を増やす」「政治への参加意識を高める」「議会広報の充実」「町政全般に関心を持ってもらう」「自分の町に誇りや愛着を持ってもらう」という意見を列挙した。執行側の主目的として多く挙げられているのが、「子ども視点の意見を町政に反映させる」「行政の仕組みや役割を知ってもらう」「まちづくりなどへの理解」が多く挙げられている。学校側としては、「社会科の授業の一環」「政治への参画意識の向上（主権者教育）」が多く挙げられた結果となっている。事業の参加者として、子どもの参加対象者は高校生のみが7件、小学生のみが3件、中学生のみが3件、小学生・中学生が2件、小学生・中学生・高校生が1件、中学生・高校生が1件となっている。合同で開催したものを含めて高校生が関わるものの合計が9件、中学生が関わるものの合計が7件、小学生が関わるものの合計が6件となっている。子どもの参加者の選任方法はすべて学校が関わっている。事業における学校側の位置づけとしては授業の一環がほとんど。学校内の活動ではあるけれども授業ではないというのが2件、学校の活動に位置付けられていないのは4件。事業における議員の参加については、議員全員参加が7件、議長のみが5件、その他、議長・広報広聴常任委員などがある。議会主催の事業については概ね議員全員参加というのが多い。議長のみだとか一部限定されているのは、執行側主催などに多く見られている。事業における執行側の参加者については、町村長・副町村長・教育長・課長職が13件で執行側についてはほぼ全て参加している状況。模擬議会における役割・内容ということで、模擬議会をやる場合については議長役、議員役、執行側役があるが、議員役はもちろん子ども議会なので12事業全部が議員役を児童・生徒がやっている。議長役としては、実際の議長がやるのが6件、児童・生徒が議長になるのが5件、事務局長が議長役をやるのが1件。執行側役としては、本当の執行側が8件、執行側と議員と一緒にやるのが3件、児童・生徒が1件という結果となっている。模擬議会の内容についてはほとんど一般質問で11件。一般質問以外は一般質問と合わせてやるものがほとんど3件、主に議案審議や質疑・決議となっている。事前準備事項・事業経費・課題点などについても掲載している。議会側の事前準備事項としては、タイムスケジュール、議場内機器の説明、執行側の出席、答弁の依頼、学校との打ち合わせというものとなっている。学校側の準備事項としては、事前学習、質問内容の選択学習などが挙げられている。事業経費については特になしがほとんどだったが、懇親会等で飲食がともなう場合は飲食代がかかり、子どもへの飲み物代を計上しているところがあった。効果、課題、問題点については、効果としては、「議会の仕組みを知ってもらえる」「議会を身近に感じてもらう」などが挙げられる。課題、問題点としては、「多くの児童・生徒に参加してもらえない体制づくり」「子ども視点をどう町政に反映させるか」「事前調整しないと自校への要求・クレーム的な意見が多くなる」「発展的な質問を行い答弁を受けることに達成感を持たせることが大切」「質問の要旨と事実確認が大変」「事前準備を考えると学校行事の日程調整が難しい」「傍聴者が少ない」などが挙げられた。最後に、提供を受けた実施要綱・開催要項等を別紙に製本している。

委員長：事務局に各町村を巻き込んでの調査を行ってもらった。資料を持ち帰って読んでいただき、次回の会議で協議をしたい。11月を目途に要綱案をつくって、12月の段階で最終的な報告をしなくては

ならないので、いいかたちになるようにまとめたい。今日の委員会はこの程度でと思っているが事務局何かあるか。

佐藤局長：今模擬議会の関係を説明したが、次回の委員会で本町としてどのように模擬議会を取り組むのか、この調査項目ごとに協議したいと思っている。事業名、事業概要、主催者をどうするか。実施年月日は後になると思うが、定期開催にするのか。事業の目的、参加対象者の子ども、子どもの選任方法、議員の参加者、執行側の参加者、模擬議会の役割、模擬議会の内容。これらの調査項目ごとにどのようなかたちにしていくのかを次回の委員会で協議していただきたいので検討していただきたい。

委員長：今事務局からこういう項目について検討をお願いしたいということだがよいか。
(よいという声あり)

(3) その他

委員長：次回の委員会は11月5日に開催するのでよろしく願います。これで今日の議会活性化特別委員会を閉じる。